

新しい「文章のルール」 —70年ぶりの大改定

株式会社ことのは本舗 小田 順子

学校で習ったことが正しいとは限らない

鎌倉幕府の成立は、西暦何年か覚えていますか。

私が学生の頃は1192年でした。試験前に、「イイクニ作ろう、鎌倉幕府」と語呂合わせで暗記したものです。でも、今は「イイハコ作ろう」と覚えるそうです。きっと歴史学者の研究により、鎌倉幕府の成立は1185年という説が有力となったのでしょう。現在の教科書には1185年と書かれているようです。

また、理科の教科書に書いてあったメンデルの法則。「優性遺伝、劣性遺伝」という言葉がありました。これも、2021（令和3）年からは、「顕性遺伝、潜性遺伝」に変わりました。「優性、劣性」だと、「遺伝に優劣がある」と誤解されるおそれがあるからです。

このように、学校で習ったことがいつまでも正しいとは限りません。世の中は動いています。

公用文の書き方も変わる

言葉遣いや文章のルールも変化しています。

22（令和4）年1月7日、文化審議会から文部科学大臣に「公用文作成の考え方」が建議されました。その後11日に、文部科学大臣が閣議報告をし、内閣官房長官から各閣僚大臣に宛てて、周知を依頼する通知が発出されました。これにより、70年前に作られた「公用文作成の要領」（昭和27年4月4日内閣官房長官依命通知の別冊）は廃止されました。

これは、国の府省庁が発出する文章のルールですが、自治体はもちろん、社会に与える影響も少なくありません。例えば、JIS（日本産業規格）は、このルールと食い違わないよう、配慮されています。義務教育の教科書も、このルールに沿う形で書かれています。なぜならば、このルールを提案したのは国語の専門家集団だからです。具体的には、言語学者や教育現場の方（国語の先生）、書籍など出版物の団体代表者、新聞社などメディアの方、作家など文学に造詣が深い方が検討会議の構成メンバーです。

「公用文作成の考え方」の特長

この新しいルール、文化審議会建議「公用文作成の考え方」は、非常に素晴らしく、画期的なものです。例えば、次のような提案があります。

- 「お役所あるある」に注意喚起（「等」「など」「～について」をむやみに使わない）

- 漢字、送り仮名、表記のルールは、「読み手に伝わるか」を重視
- 1文が50~60字になったら長い。SNSはさらに短く
- 中学卒業程度の知識で理解できるように書く
- 厳密さを求めすぎない
- 文章は読み手とのコミュニケーション
- 文章によって行動変容を促す

これらが具体的にどういうことなのかは、私の研修で解説します。研修に参加して、日ごろ作成している文章を見直し、新しい時代の国語、文章の書き方を身につけませんか。



広報コンサルタント／文章の危機管理コンサルタント／株式会社ことのは本舗
代表取締役／公益社団法人日本広報協会 広報アドバイザー／一般社団法人 I T
ビジネスコミュニケーション協会 理事

1965年生まれ、東京都出身。

中野区役所に15年間勤務し、情報システム課、広聴広報課(報道担当)、保健所(感染症担当)などを経て、2007年4月に独立。

中野区入区前と独立後に、大学受験予備校や国語単科の学習塾で、国語科・古文科講師を7年間経験した。現在は、国・自治体とその関係団体、大企業など、公益性の高い組織を支援。文章の書き方、広聴・広報、クレーム対応の文章術、SNSなどの研修で全国を飛び回る。

文化審議会国語分科会国語課題小委員会で「これからの公用文の在り方」を検討する過程で、有識者として招へいされる。それ以降、毎回のように傍聴する中で、同会での議論に感銘を受け、『令和時代の公用文 書き方のルールー70年ぶりの大改定に対応』(学陽書房)の執筆を思い立つ。

このほか、『悩まず書ける! 伝わる! 公務員のSNS・文章術』(学陽書房)、『これで怖くない! 公務員のクレーム対応術』(学陽書房)、『その文章、キケンです!』(日本経済新聞出版社)など著書多数。